

第十二回 参議院内閣委員会會議錄第九号

昭和二十六年十一月十三日(火曜日)午前
十時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 松平 勇雄君
溝淵 春次君
山花 秀雄君

委員

郡 祐一君
横尾 龍君
成瀬 勝治君
楠見 義男君
竹下 豐次君
栗栖 勉夫君
三好 始君
三浦 辰雄君

國務大臣

厚生大臣 橋本 龍伍君

政府委員

行政管理局 城 義臣君
行政管理局次長 大野木克彦君
行政管理局 中川 融君
管理部長

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 会専門員

○連合委員会開会の件
○理事の辞任及び補欠選任の件
○行政機関職員定員法の一部を改正す

る法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) 只今より内閣
委員会を開会いたします。

先ず経済安定委員会より定員法の改
正法律案につきまして、連合の要求が
ありますが、連合委員会を開くことに
御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと
認め、さよう決します。

次に人事委員会との連合について協
議したいと思ひます。ちよつと速記を
とめて下さい。

午前十時十六分速記中止

午前十時三十分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて
下さい。それでは内閣と人事の連合に
ついては、人事委員長との懇談によつ
て決定することになります。

○委員長(河井彌八君) 次に理事の楠
君が辞任を申出ましたが、これを許
可することに御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(河井彌八君) 理事の互選
の方法は、その方法
は如何いたしませうか。

○委員長(河井彌八君) 理事の互選
の方法は、その方法
は如何いたしませうか。

○委員長(河井彌八君) それでは委員
長から理事に松平君を指名いたしま
す。委員会は先ず休憩いたします。

午前十一時一分開会

○委員長(河井彌八君) 休憩前に引続
いて委員会を再開いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案を議題に供します。御質疑
のある方は質疑をお願いします。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて
下さい。

○楠見義男君 こういうようなことか
ら勢い能率も落ち、そうして又超過勤
務も非常にやらなければならぬ、こ
ういう一つの事例が人事院勧告か
ら一つの役所に對して行われている、
こういうことでありますので、当然具
体的に人員整理に伴つて、これは農林
省の問題に限りませんが、全般的の問
題であります。具体的にどういふよ
うなことを先行的に、或いは並行的に
お考えになっておられますか、さうして
又それは予算の面においても、こ
ういふような能率化の問題においてどう
いふふうな今回の修正予算に計上せられ
ており、或いは又来たるべき通常国会
の通常予算に計上せられんと意図せら
れておるか、こういう点について先ず
お伺いしたい。

○國務大臣(橋本龍伍君) 行政運営の
能率化の問題は、御指摘になりました

ようにいろいろ働き振りの問題もあり
ますし、又物的設備の問題もあるわけ
であります。今日考えておりまする
のは、この定員法の改正は先ず第一に
御指摘がありましたように、仕事自身
をやめていいものはやめてしまふとい
うことが一つ、仕事自身の残される
ものについてはその簡素化を考へてお
ります。一般的には先ず会計、人事関
係の仕事の簡素化するためにいろいろ
案を作つておきまして、会計関係の法
規の改正につきましては、今日も閣議
にかけて、まだ若干練るところはあり
ますが、これは本国会に提案すること
ができると思つておられます。それから
人事関係の問題につきましては、やは
り人事関係の規定が相当複雑でありま
すので、これを簡素化するための具
体的な案を作つて人事院と相談中であ
ります。これはまだ若干未定のところ
があります。で、さうして一般的に人
事、会計関係の体系的な仕事を簡素化
いたしますと同時に、それからあととは
各省一つ一つの仕事につきまして、各
省大臣が自分の主管の仕事の簡素化を
一つ一つ考へていくわけでありまし
て、具体的な問題については各省、庁の
責任大臣のほうから答弁をするように
いたしたいと思ひます。只今御指摘の
ありました統計調査関係の仕事につ
きまして、今回の簡素化の主体をなし
ますものは、これはもう統計調査と
いうからには念を入れれば切りのない
ことではあります。簡素化するとい
建前から考えますならば、将来供出

がなくなつて参りますと同時に、各
個人の個人々々の持地の作物、それか
ら各町村の作物という関係についての
公平さというものは或る程度ウエイ
トを軽く見ても、總体的の作付面積及び
作物をつかめればよろしいという観点
に立ちまして、今日五カ町村単位で一
出張所がありましての郡単位に出張所
を改め、そのほか諸般の仕事の上の改
善を考へているわけでありまして。こ
れは具体的には統計調査の技術面に触れ
ますので、所管大臣のほうから詳し
いことは聞いて頂きたいと思ひます。け
れども、さういふふうにはいたしまして、
各側の仕事について各省、庁の責任者
のほうで工夫をいたしておるわけであ
ります。物的設備の改善といった方面
は確かに御指摘のありますように、た
とえて申しますると、電話がもつと
よくかかるようになるとか、或いは又
タイプライターや自動車や自転車を十
分に整備することができるとか、或
いは更に根本的に申しますならば、今
日も政府としてはずつと順次努力して
はおりますけれども、漢字混りの文章
の簡素化、これの横書関係の問題とか、
いろいろ基本的な問題がございます
が、今日の財政関係の状況としては、
特に行政簡素化の一環として今の物的
設備の拡充を図るというところまでは
参りかねている実情でございます。

○楠見義男君 農林省の統計調査事務
所の例を挙げましたが、これは一つの
例に過ぎないので、全般的の問題とし
て是非考慮を煩わしいと思つてお尋

ねしたわけですが、例えばこれは多少意見に亘るかも知れませんが、会計事務の簡素化という場合に、対国民との関係における（？）の手続はこれではできるだけ簡素化することが必要であります。内部においてはこれは昔の非常に何と申しましょうか、堅い時代と、最近すでに政府も言っておられるような吏道刷新強化を必要とせられておる時代としては、随分私は様子が変わると思っております。例えば金券一枚切るにしても、これを書き入れるもの、或いは又それに換付するもの、或いは又それに照合するもの、こういうふうな極めて慎重にやらなければならぬ問題で、得てして下のほうの実務を扱い、上のほうの監督不十分、或いは手数を徒らに省略したために大きな過ちが生ずるといふようなことも現在の状態においてはなきにしもあらずといふような状態でありまして、これは先ほど申し上げましたように意見に亘る点でありますけれども、十分御慎重に考えて頂きたいと思っております。これは意見でありまして、そうしますと物的方面の合理化に関する予算的措置というものは臨時国会補正予算なり、或いは又通常国会通常予算においては今のところでは余り期待されないと解釈していいのです。

○国務大臣（橋本龍伍君） これは終戦後今日までの間、特に電話の問題でありますとか、それから自動車、自転車等の問題、タイプの問題等は非常に困りまして、そうして現在までのところ余裕が幾らかでも財政的にできるために改善して参つておりました。官庁の電話等も前に比べれば、役所の電話が九

きりから少ないという時代に比べてかなりよくなつて参つたと思つております。従ひまして、今回の補正予算、又來年度の予算につきましても、官庁の物的設備の改善といふことは継続した問題として年ごとによくしては参つておりますけれども、今度の定員法の改正とからんで特にそういつた一般的な努力のほかに、格段の定員法改正に伴う物的設備の改善費といつたような形では出しておりません。ただその点が非常に大事だと思つたので、行政管理局といたしまして、官庁の仕事の上では特に電話、自動車、自転車、タイプといった方面の改善が非常に大切だといふことは常に折あるごとに強調いたしておりますし、且又これは日本語そのものの本質から来る点が非常に多いと思つたので、文章の書き方の問題等もこれは文部省とも連絡をして、できるだけ改善をして行きたいと一般的には考えております。

○補見義男君 非常に細かい問題のようでありまして、併し各省共通の事柄でありますので、特にこの機会にお伺いするわけでありますが、只今もお話に出ました電話の問題であります。現業員五割減といふことで、電話交換手或いは自動車運転手、守衛その他の使用人の人々の整理をやつておられるのであります。例えば自動車の運転手の場合においては、課長を送り迎えるの自動車自体を廃止することによつて、即ち経費を節約することによつて当然運転手も要らなくなるといううなことが考えられますが、電話の場合には、これも最初申上げたように、電話交換手が少くなる、従つて電話がなかつたかからない。忙しいからつ

けんどの応答が繰返される。こういうことから官庁の民主化といひまじうか、こういう点についてもむしろ逆行したような結果になりはしないかというところは是非に慮れるのであります。あえてこのような電話交換手の人々の整理までやらなければならぬという理由がどこにあるか、特に今もお話になつたように、一般の問題としては、こういう点についてサービスをよくして行こう、又設備をよくして行こう、殖やして行こう、こういうようなお考えにある際に、その整理をするところは逆行するようにも思ふのであります。この点を一つお伺ひいたしたいと思つた。

○国務大臣（橋本龍伍君） 電話の交換手の問題に關しましては、電気通信省の電話交換手の問題と、それから各省の庶務会計に属する電話交換手の問題とあると思つたが、各省関係の問題につきましてもは守衛だとか、小使だとか、まあお茶汲みのような人々と一緒にして總体的に五割の整理をすることにいたしました。これは仕事の繁閑に依りて、この電話交換手は特に仕事に忙がしいといふことであれば、適宜な整理が行われると思つております。

電気通信省の問題に關しましては、これはやはり總体的にできるだけ少い人数で運営できるようにすることを考えまして、電話交換手も或る程度行政整理の対象に入つております。これは交換局の建設計画のからみ合ひ、その他いろいろの問題がございまして、極く具体的な問題に關しましては、電気通信大臣のほうからお答え願つたほうがよろしかろうと考えております。

私のほうは簡素化本部においても電通省の事務当局と話し合ひをいたし、なお又電通大臣ともお話をいたしました。大体こういう行き方で結構だといふ話をしまして、運営の実態に關しましては、私も余り詳しいことは、どういふわけであらうか、配置がこれだけのいふことについては、具体的な問題は電通大臣のほうから一つお答えするようにいたしたいと思つた。

○補見義男君 それじや次の問題に移りますが、今回の整理に關連しまして、女子職員の取扱がどうなるかといふ問題であります。恐らく行政管理局としては、それは各省庁にお任せになり、そうして又各省庁は單に女子なるが故に、どういふことかといふことはやらすに、一般的に男女平等の立場でということになるものとお考えになつておることと思ふのであります。例えば最近の国家公務員の性別別調、これは管理庁から出して頂いた資料によりまして、女子が昔に比べて随分増えている。例えば二十四年の九月十五日現在においては全体の四分の一が女子職員によつて占められていて、こういう状態でありまして、女子が今回の整理によつて、而もこういうような大量の整理にぶつかつたような場合には、整理されるに當つて女子が實際問題として非常に不利な立場に置かれはしないかといふことを懸念するのであります。この点についての管理庁長官のお考えを伺ひたいと思つた。

○国務大臣（橋本龍伍君） 整理基準の問題はたび／＼お話しをいたしました。そうして政府といたしまして、これを設けたほうがいいか悪いかといふことについては十分考えて見たのであります。併しなからこれはやはり昨日も人事委員会との合同審査会で申し上げました通り、整理基準というものはむしろ設けなければならぬと思つておつたのであります。その間においても、いろいろ話はございまして、これ、これは女子を特に整理したと云ふうなことを全然考えたこともございせんし、又各省庁のほうでも特別にそういう意見はございせん。した、人員整理を行う場合に自発的退職者を募り、それからあとはやはり省内でのみ行くと云ふことに相成ろうかと思つた。特別に女子が整理の対象になる、不利になるとも考えております。

それからついでに前回の昭和二十四年の行政整理の際におきまします整理の、退職者の中の思と女の比率をこの間調べるように言つておきました。男は三、女一の比率に相成つておるそうです。

○補見義男君 具体的に整理を進めて行く段取りであります。一応政府のお考えでは、全体の整理者のうちの半分は一月から三月まで、残り半分は四月から六月まで、こういうふうにしておられて、従つてその前半については今回の補正予算においても一月から三月まで毎月三分の一ずつ整理されて行く、こういうような予定に、予算面の上ではやつておられるようでありまして、實際問題として考えた場合に、できるだけ自発者は別であります。そうでない人はできるだけ最後のぎりぎりのところまで、即ち三月三十一日までおつて、そうして、三月その月の

月給はもらいたいし、又八割の退職金増額恩典にあずかるところまで行きたい、こういうのが私人情だろと思うのでありますが、そこで予算上における計画と、実際の整理の進行状況、自発者は別にして、どういふふうな段取りでおやりになるのか、例えば三分の一ずつ退職勧告のようなことをやつて行かれるのか、或いは最後にやつて半分をばさつと切るようなやり方をしておられるのか、具体的にその整理のやり方について伺いたいと思います。

○国務大臣(橋本龍伍君) それは昭和二十四年の整理の際にも何省は大体何日から何日までの間にこいう規模の整理をするといつたの、打合せをし、大体の基準を定めてやつたようであります。今日定員法を国会で御審議を願つております中に、余り整理の具体的な実行方法を事細かに定めるのも如何かと思ひまして、今日のところ各自のあら筋は持つておりますが、まだきめておりません。大体考へておりますのは、一月から三月までの間には自発的退職者を募る、その間に大体数をきめて一月―三月の間にどれだけ整理をするか、この点は少しは政府部内において次官会議等においてこれが具体的な方向が付きまして上で相談をいたしたい。やはりこいういつた相談はやり始めますと、いろいろ問題も出て参りますので、やはり大体のあら筋を研究しつつ、定員法が国会を幸いに通過させて頂きました上で、実行方策を審議したいと思つておる次第であります。それまでの間に各方面でもこいうしたほうがいいやないかと

いうような御意見等がございましたら、十分に聞いて考へて参りたいと思つております。予算の面では補正予算のほうでは一応落す、定員の半分を三月の一月―月の予算を落す、こいう形になつておりますけれども、これは御承知のように現在出ております補正予算を御覧下つてもわかりますように、退職金の金額のほうが多うございまして、そうして退職金と俸給とは中で一致流用できる項目の中にございまして、その点は実行上は何か

○補見義男君 次に業務の特殊性の問題について伺ひたいのであります。提案理由の中にもありますように、一方で経済統制の撤廃により縮小し得る事務、或いは占領の終結に伴い不用となる事務、その他不用不急となつた事務について大幅に人員を縮減すると共に、他方で治安関係の職員、造幣、印刷、電氣通信事業、その他いろいろの仕事について各業務の特殊性を考慮いたしまして、軽微な整理にとどめております。こいうふうにお述べになつておるのでありますが、具体的に各省における整理の状況を提出された資料について見ますと、全

然ゼロのところ、或いは五%のところ、或いは一〇%のところ、こいうふうな業務の特殊性についてもいろいろ段階を設けられておるのであります。この特殊性において段階を設けられた根拠、又恐らくこれは行政管理局でおきめになつたことと思ひますが、こいう根拠で誰がおきめになつておるのか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍伍君) これはこいうふうなことにいたしました。具体的に實際どうなつたかといふことを申し上げますが、政令改正諮問に関する委員会の答申案を基礎にいたしまして、その政令改正諮問に関する委員会は田中二郎委員が主任になりまして種々研究された結果、相当細かに作られました。それを八月末の閣議決定でそれを参考に、行政簡素化本部で案を練るといふことにいたしました。行政簡素化本部は私が本部長になりました、その答申案を各省に示しまして、これに対する意見はどうかといふことを申しました。それに対する各省の言分を聞き、こちらで意見を申しました。或るところまで話がまとまりました。で、大體特殊の大きな項目だけは話のまとまらないものを関係懇談会で処理することといたしました。事務的な問題については全部簡素化本部の事務当局間の話し合ひでまともにしたわけであり

○補見義男君 いろいろ具体的な各省庁における整理を見ておきますと、例えばこいうふうな問題があるのではありませんが、それは現在でも非常にその仕事に忙しくて、そして現在の定員でも随分無理をしているにもかかわらず、これを整理の対象になつておる仕事で、而もその仕事においては近き将来必ず仕事が殖えそすれ減るといふようなことがない仕事、従つて必ず増員をしなければならぬといふようなものが各省庁の間に具体的にあらちちにあるのであります。これはこいう席で言つていいかどうか疑うのであります。従つて具体的に大臣の名前は申しませんが、例えは労働組合の人々あたりがそのことを以て当該大臣に申入れますと、大臣は一応今度の整理で削るものは削つたらいいじやないか、併し四月から必ず殖えるのだし、又殖えなければいけないのだからそれは当然殖すのだ。こいうことでこれは極めて一時逃れの答弁であるのか、或いは心底からこいうふうなことを考へて言つておられるのか、その辺はよくわかりませんが、その大臣の言葉如何にかかわらず、客観的に見ましても、こいうふうな場合が考えられるのであります。行政管理局長官としては今回のこの大規模な整理の仕事をお引受になつたのでありますから、従つて一応整理してしまふと、増員にならうとなるまいが、それは各省の問題で自分の問題ではないと、こいうふうな考えであるかも知れません。併しそれで折角これだけの大きな仕事、而も大義名分を立てての整理をせられておる立場からすれば、やはり将来についても重大な関心

をお持ちにならなければならぬ筋合のものだと思ふのであります。そこで伺ひたいのは、具体的にこいうようなことを言つており、又大臣のこいういつた言明がある、こいうふうな事柄について管理局長官としてはこいうようにお考えになつておるか、お伺ひたいと思います。

○国務大臣(橋本龍伍君) 私どもも勿論ただ整理をしさえすればいいというのじやなしに、要するにできるだけ少い人数で国民への奉仕のできるようにしたいと思ひます。先がうまく行くようには十分に考へておるわけでござい

第一節 内閣委員会会議録第九号

昭和二十六年十一月十三日 【参議院】

を

を

を

その場合は先に行つてこういうことが出て来るかも知れないという問題にもやはり非常に確度の薄さなから、非常に確度の厚さなから、それから今申上げましたように一般の行政官庁のように確度が高いとか薄いとか申しても今日の予想であつて、事態によつてそういうような仕事が出て来るか出て来ないかわからないのでありまして、それから現業庁の仕事のように、これはスピードの問題があるわけであつて、例えば鉄道で言つてもだん／＼に鉄道を敷充するとか、電話で言つても将来必ずや一本でも二本でも電話の敷といふものは日と共に殖えるのは確実であつて、その電話の交換局が来月で

けるのか、或いは来年の計画が、再来年の計画かという違いでいろ／＼あるわけなんです。それでこの問題に關しましては、極く目前に明瞭に殖えることの非常にはつきりしておつて直ちに處理をしなければならぬ、これは極めて典型的な例が外務省の例でございますが、これは今回の臨時国会にも設置法をお願いいたしておりますうちに、管理局のような仕事は落ちますけれども、別に今までは占領下で要のなかつた仕事を是非やらなければならん、そうして結局差引関係がはつきり起つて来る、こういうふうなものについてはそういう處理をいたしました。それから或いは警察で申しますれば自治警察をやめて、あのやめた部分を国警に受入れなければならぬでしよう、そういうふうな将来の問題に關しましては、これは考えようによつて、いや、確実にこれを予算に計上してやるのだということを各省大臣のほ

うでお考えのかたがおられるかどうか知りませんが、これも予算その他の問題でありまして、この定員法におきましては、これはどうしても非常にきつてしまつたものといふものはこの定員法自体の中で差引いたしまして、将来の問題については今後は或るべく人員の増加を防ぐといふ建前で處理をして参るといふことを考へて、不確定のものについてはこれの中に取入れませんでした。

○楠見義男君 私の今申上げてゐるのは、例えば将来の問題として来年度にやるか、或いは再来年度にやるかといふような、そういう問題じやなしに、日々その事務が續いており、而も日々その業務件数が多くなつて来ておる。例えば一番わかりやすい例で申上げますと、自動車の問題、自動車は御承知のように日々殖えて行つておる。自動車の自動検査業務といふものは、これは日々殖えて来ておることは御承知の通りなものであります。そういうようなものが事例が他にもございまして、一番素人わかりであると思つて自動車の問題を出したのであります。このういふような例については増員の必要こそあれ、減員することはこれは私は無謀じやないか、せめて能率化を挙げるといふ意味からしても、少くとも減員はやるべきじやないかと、こういうような問題があらうからにあると思ふのであります。そういうようなことに關連したした同様の仕事について、先ほど申上げたような大臣のお話があつたように聞いているのであります。これは自動車の例ではありませんが、従つて運輸大臣が言つたところではありませんが、そこでそういう

ことになつて参りますと、如何にも無計画な、單に行政整理のための行政整理といふ感を感じざるを得ないような事項があらうからに散見するといふ場合でも、当該大臣としては具体的なそういう事例を持つておるから従つて今一応お附き合ひで整理をしてもすぐに四月一日から増員をする、こういうことによつていいじやないかといふようなことを言つておるのか、或いはさつき申上げたように、一時逃れのそういう答弁をされておるのかわかりませんが、そういう点について行政官庁とせられてそういう点までよく御検討になつて今回の整理ができておるのか、ただ一時逃れのそういう各省庁の首腦者の言葉をそのまま御参考になつて整理されておるのか、具体的に各項目についてそういう点にお當りになつて今度の案ができておるのか、この点伺いたい。

○國務大臣(橋本龍伍君) たま／＼自動車の話が出て参つたのであります。が、自動車の問題はうさゝ問題で、特に検討した問題の一つであります。これは私のみならず官房長官もよく検討いたしてくれました。そこで總体的な話としては但しこの省のことか存じませんが、私はそういうつもりで今同の定員法の改正を私はいたしたものでないのみならず、閣議におきましてもそういうふうな言ひがけな趣旨でやつたものではございせん。ただこの定員法の改正をやるから、將來例えはその現内閣の續く間定員を殖さないといつたような、このような考え方はすでに堅固なるから、まあ考えようによつてはこの間減らしながら、こうやるのはどうかという問題が出て来るといふかんけれども、今日の事態において確実に殖さなければならぬといふたようなものについては行政整理をやつて、そしてあとで殖さんよいうにやつて行く、今日の問題は十分お互ひに検討するといふことを決定したものであります。自動車の検査の問題につきましては、運輸省のほうからいろ／＼な意見がございまして、これは検査の仕方に非常にかかるわけでありまして、今日では營業用の自動車についても個人の自動車の検査についてもこれは非常に詳細に、自動車のあり全でなければならぬといふ検査をして問もかるわけですが、これはかなり時間のかかるわけ、人も多く要るし、交通安全に關することの部面、つまりブレーキ、方向指示器であるといふものは十分に調べなければならぬ。そのほかの部分については、自動車の性能が悪くつてを途中で止つちまう心配があるとか、これはごみが溜まりそうだと何かという問題について、少くとも乗用車の問題は乗つて連中が損するだけで、これは極端に言つてはいけませんけれども、今のところでは何といひますか、自動車の技術者としては、ちゃんとあらゆるものが非常に便宜のようになつておる、ちゃんとあらゆるものが目的の通りにできていなければならぬといふ検査をするのであります。併し一番大事なのは營業用の車体を十分に調べる、次には營業用の車体が乗客に迷惑をかけないよう

に、それから乗用車などについては非常に細かくするで本来の売出した自動車会社が広告をした性能通りでなければいかんような検査をする必要はないじやないかというので、検査の簡素化といふことを十分に検討してみようといふことで事務当局にも運輸大臣にもそういうお話し合いをして、検査関係の問題は取扱つておるのであります。勿論こうやつて總体随分たくさん仕分けをして見る仕事があるものでありますから、自動車の全部を自動車の検査問題のように意識に上せて非常に詳しく話をしたといふことは私も申しませんが、これも、各省の事務当局のほうで格別問題にせずにはこれによろしくござんすといふようなことは、大体それでよしと承して、具体的に差別につきましては、各省事務当局及び所管大臣にお任せして願つておるのであります。今お話のありましたように、用はあつたから整理はできないのだけれども、一応附き合つておいてあとで復活するようには私はないように信じております。

○楠見義男君 総括質問の際に具体的な事例を挙げて御質問して、ほかの委員にも御迷惑をかけることはどうかと思ひますが、ただ私今の御説明を聞いておつて、これから各省の審議をして行く際に、行政管理局長官として、こういうふうな考えの下に整理をしておるが、併し各省としてはこういう立場があるといふようなことを彼此勘案をしてやるのが我々の審議の上においても非常に今後に益すると思ひますので、従つて本来は各省の審議の場合に聞くことであります。お許しを頂いて具体的な事項についてお伺いしたいのでありますが、と申します

常にか細かくするで本来の売出した自動車会社が広告をした性能通りでなければいかんような検査をする必要はないじやないかというので、検査の簡素化といふことを十分に検討してみようといふことで事務当局にも運輸大臣にもそういうお話し合いをして、検査関係の問題は取扱つておるのであります。勿論こうやつて總体随分たくさん仕分けをして見る仕事があるものでありますから、自動車の全部を自動車の検査問題のように意識に上せて非常に詳しく話をしたといふことは私も申しませんが、これも、各省の事務当局のほうで格別問題にせずにはこれによろしくござんすといふようなことは、大体それでよしと承して、具体的に差別につきましては、各省事務当局及び所管大臣にお任せして願つておるのであります。今お話のありましたように、用はあつたから整理はできないのだけれども、一応附き合つておいてあとで復活するようには私はないように信じております。

○楠見義男君 総括質問の際に具体的な事例を挙げて御質問して、ほかの委員にも御迷惑をかけることはどうかと思ひますが、ただ私今の御説明を聞いておつて、これから各省の審議をして行く際に、行政管理局長官として、こういうふうな考えの下に整理をしておるが、併し各省としてはこういう立場があるといふようなことを彼此勘案をしてやるのが我々の審議の上においても非常に今後に益すると思ひますので、従つて本来は各省の審議の場合に聞くことであります。お許しを頂いて具体的な事項についてお伺いしたいのでありますが、と申します

のは、只今の自動車の問題でも、行政
管理庁としては自動車の例えは車体な
んかは公共の安全維持という観点から
ブレーキなり或いは方向指示器、こう
いうものの検討検査をし、その他の検
査は簡素化されるのじやないか、こう
いうお考えであり、又各省へ聞く場合
においては、我々もそういう観点から
実は聞きたいと思っておりますが、こ
の程度の検査で公共の安全上検査が十
分であるかどうかというようなことは
一つの各省ごとの審議の対象の参考に
なりますから、そういう意味で二、三
お伺いしたいと思っておりますが、お
容赦頂きたいと思うのであります、
例えはその中の一つの問題として教育
の問題であります。これは教育尊重、
文化国家として我々は教育を尊重して
行かなければならぬ、これは何と
も異存のないところであります、特にま
自衛の問題にしましても、単に警察予
備隊とか、或いはその他警察の充実と
か、そういった武力的な意味の自衛の
ほかに、精神的な自衛という問題が我
我としては大事じやないか、こういう
ことを考えておるものであります。即
ち教育が徹底することによつて民主主
義も伸び、そして又武力によるよう
いつた治安を確保せずに済むような事
態が来るのではないか、即ちそういう
意味では一方における近代文化国家と
しての今後の成長の上において教育が
必要であると同時に、他面そういう観
点からしても必要であるわけであ
ります。ところが整理案を見ますと、

国立学校等において教官或いは事務職
員に相当の整理が行われる。先般も公
聴会で最初に聞いた東京教育大学の石
教授の陳述を聞きまして、附属中学

校、小学校、高等学校というものは、
こういう整理によつては殆んど附属の
学校としての役割が果せないというよ
うな強い発言がまああつたようであ
ります、これは一部分の問題でありま
すが、けれども、全体として教育の問題
については、今後学校が殖えて、又ク
ラスタが殖え、教員を増加しなければなら
んような実際の情勢にあるにかかわら
ず今回の整理の対象になつておる。こ
れは先ほども申し上げたように、文部省
の具体的審議に當つて詳細に聞くつも
りでありまして、行政監視庁の
立場からはどういうようなお考えでこ
の整理を取上げておられるか、これを
お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍伍君) 教育の問題
は、まあ御指摘のように極めて大事な
問題だと思つております。今回の行政
整理に當りまして、教育の部面につ
いてもいろいろな面でも能率化を考へて
もたなければならぬので、主と
してこの学校における管理関係につ
いて簡素化をお願いしたいものであ
ります。で、教員それ自身の問題に関
しまして、これは勿論決して昔のよ
うな制度がいいとは思へておりませ
んけれども、そのまゝのものがないと
考へておりませんけれども、今日ま
教育関係の費用も相当大きな金額に上
つておつて、できるだけこの範囲内
で教育内容の向上を図つてもらなけれ
ばならないというふうに考へます。場
合に、今日では例へば中、小学校にお
きまして、昔は校長、教頭共に何ら
かの授業を持つておつたのでありま
す。今日は校長、教頭は学校行政官と
して講座を持たないという建前に大体
原則としてはなつておるようでありま

す。そういうふうな面についても、今
日の理想を言へば、勿論できるだけ教
官の数も多くして、そして教室に出
る時間を多くして、御自分の勉強なり
何なりする時間を多くするということ
は理想ではございましてよいけれども、
或る程度教官の方面においても若干も
う少し多くする方法がなかるうかとい
うことで、文部省とも御相談をしてき
めたいと思つております。これはまあ
むしろ国家公務員の部面に出て参りま
すよりも、別に地方行政簡素化本部
で考へております。地方公務員とし
ての教官として多くの問題をまあ考
へなければならぬ問題だと思ふので
あります。で只今のお話も、或いは国
立学校としても、中、小学校というよ
うなものは大体まあ附属のものが多い
のであります、附属というのはいつ
の何といひますか、教育の研究機関だ
といつたような意味で、特にその校長
のかたのお話があつたと思ひます
が、私も政府といたしまして考へま
したのは、教育を非常に尊重しなが
ら、まあ與えられた枠の中で、なお能
率化の余地はないかということ、検
討をいたしましたのであります。

○補見委員(男) 学校の事務職員の整理
は、それだけ実は教員の負担を加重す
るような場合を生ずる虞れがないかど
りかということについて私は多大の疑
念を持つておるものであります、そ
れはそれとして、この教員の整理とい
うことによつて、私も多少その方面に
関係いたしておりますが、例へば地方
の職員、地方公共団体の学校等にお
いてはPTAの負担がまあ非常にそれだ
け多くなつて来る虞れがあるのであり
ます。例へば先般の公聴会でも、附属

の中学校、小学校で現にPTAの負担
で以て先生を相当雇つておられます。
地方の学校でも、現に私も関係して
いる学校でも殆んど例外なくPTAで
負担をしております。そこで今お話に
なつた、現在の教員数が多少減つても
それは教員の能率向上の観点から、そ
の観点で以て或る程度のカバーができ
ないかどうかということをお考へにな
つたようでありまして、これも文部省
の審議の際に十二分に検討したい
と思ひますが、行政監視庁の立場とし
てはどういう面において教員の能率向
上が可能であるというようなことで文
部省とお話合ひになつておるのか、そ
の行政監視庁側の御方針といひまし
うか、御提案になつておるその方向が
若しおありであればお伺いしたい
と思ひます。

○國務大臣(橋本龍伍君) 先ずその御
質問の前に、事務職員のお話がありま
したから、ちよつとお答へ申し上げてお
きます。今はつぎの数字を記憶し
ておられますが、私立学校の事務職員
と、それから官公立学校の事務職員と
分けて見ますと、これはまあ比較にな
らないほど官公立のほうが多くて私立
学校が少いのであります。勿論これに
ついては、私立学校のかたならば学校
の経営をよくすると、それだけボーナ
スがあるのかも存じませんが、
政令諮問委員会でも、中山先生その他
国立の学校にも関係せられ、私立の学
校にも関係せられておるかたのお考へ
を伺ひまして、で、私はいろいろな面
において、殊に学校と申します所
は、生徒の授業時間が二時なり三時な
りに済むということになりますと、教

官その他事務の職員は五時までの
が筋でありまして、まあ割合に夕方
になつて手薄になることであるし、能
率を再検討する余地はないのじやない
かと実は思つておるものであります。文
部省のほうでそういうお考へになつたのも
そういう趣旨だと思ひます。それから
能率の点に關しまして一番考へており
ますのは、戦後、学校の職員について
は、やはり学校行政の管理面に専念す
る人は、これは管理といひましては事
務、会計でなく、教育内容の指導もこ
ざいます、そういう学校行政に専念
する人と、それから授業をする人と分
れておるようであります。原則として
中学校、小学校は校長さん、教頭さん
は今ほたしか講座を持つておられな
いと思ひます。私も子供であつたと
きのうちに校長先生が修身を教へて下
さつたり、或いは地理を教へて下さ
つたりするといふことは、必ずしもい
とは存じませんが、そういう面
でなお若干の余裕といふものはあるの
じやないかといふことで、そういうた
点を主眼にしているわけでありませ
ん。

教育の問題にいたしまして、私
も教育法案をできるだけ充実した
いと思ひますし、政府も挙げてそう
考へております。ただ行政整理全体を
通じて私の痛感をいたしますること
は、前にも申したかと思ひますが、
幾ら政府がばや／＼いたしておられ
ても、全く無駄な仕事をしたり、全く
無駄な人員を置いたり、ましてや甲斐
のないような仕事をすることとは
絶対にないので、必ずその人のいるこ
とによつて何ほどの益のある仕事し
かれないはずでございますから、それを
できるだけセーブできないかというこ

で決意します場合に、それ／＼の部面での処理をそれ／＼進めて行くという事でよろしいかと思つております。

只今御指摘のありました国営競馬の問題につきましては、どうも政府の役人がその馬券を売つたり、勝馬を計算をしてみたりすることが必ずしも結構だと思いませんので、国営競馬を民営に移管するというのを決意をいたしまして、この定員法の改正案を作り、実体法のほうも準備をいたしております。定員法のほうは、国営競馬のほうは法案ができましてからでもよろ／＼な準備が必要でありますので、来年の十月一日から実施することに考へてゐるのであります。具体的な法案については実はこの臨時国会で出すつもりでありますが、いろいろ問題がございまして、民営案をやるという方針はきめながら、その具体案については固まつておりません。勿論今楠見委員の御指摘のありましたように、私は必ずしも全部を一言に、殊にこの国営競馬のように案をきめまして定員の動くのは来年の十月一日からという場合には、同時にこれと一緒に実体法案が出なければならぬと思ひます。けれども、併し国会の御審議としては、政府で考へておられますような具体案をあらとで作るとしても、少くとも競馬というふうな仕事を政府がやるのをやめるという方針自体についてはこれは御了承を得るということではなければ、国会を通過することは私にはむづかしいと思ひます。私は国会で審議を願う形といたしましては、必ずしも実体法と私は並行しなければならぬということもないじやないか、国会としてのお考へになる方も、民営はやる、併し民営案の内容

については意見があるというふうなところに政府と同じような考へを著し持つて頂けるならば、今日直ちに民営案を具體的にまとめることができなくて、まあ定員法の原案について御了承を頂きたいと考へてゐるのですが、併しそれが或いは民営という自身に全くと御反対であつたり、或いは又具体案を見てみないと国営、民営いずれかというふうな意見もきめられないという事であれば、それが定員法の審議にも響くという事はこれは止むを得ないことだと思つております。

○楠見義男君 競馬の話が出ました。が、橋本長官はよく御存じないやうな感じが、国の役人が馬券を売つたり、計算をしたりしておられない。その点は一度競馬を御覧になつてみるとわかると思ひますが、(笑聲)そこで問題は、今お話のように民営にするという方向には異存はないけれども、その内容については将来検討を要するという事であればお話の通りなんです。民営にするという事に、その根本の問題に参議院としては從來非常に問題があり、先ほども申し上げたように民営にするぐらゐなら、現在の国営及び府県営の競馬を一切やめたほうがいいというふうな意見があるくらいなんです。それから、従つてこういうふうな問題はむしろ実体法が先行するか、少くともこの定員法とそれから実体法が同じ国会で審議される場合には大体の見当もわかちます。それから、時間的にどちらが先になつてもあつたとしても、これはよくあることですから止むを得んと思ひますが、少くとも同一国会にこの法案が出なければ無理じやないか、ということでは仮に実体法が現行法通り継続す

るといふ場合には、定員は一度落ちた、従つてその法律を施行する人間はなくなつてしまふ。例へば国営競馬で言いますと、五百何人のうちで殆んどその全部の人はなくなつてしまふ。そして又新たに予算に計上し、定員法を改正しなければならぬ。これは如何にも愚かなやり方ではないか。それよりも先行し、或いは少くとも同時に国会に提案されて、そしてその国会の意思を明らかにせられるということが必要じやないか。これは主食の問題でもそうなんです。一應衆議院で修正になつて来ましたが、あれは統制撤廃という事については原則は一向變つておりません。即ち統制撤廃を前提としての修正なんです。そこで配給業務を四月からやめるとか、或いは十月までやつて十一月以降はやめるとかいうことが前提になつておられますけれども、これは政府の一方的な解釈や意思ではできない問題なんです。どうして法律でできなければならない問題なんです。而もその問題については参議院であらうな決議までし、又大体の空気がおわかりになつてゐることだと思ひます。そうすればいま競馬で申上げると同じように非常にその間に無駄なことをやらなければならぬのじやないか。こういう意味からすれば同時提案とか、或いはこちらの定員法の関係のほうをあとへずらすという事が最も妥当なやり方ではないかと、こういうふうにお考へておられますが、もう一度伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍伍君) これはやはり御意見はいろいろありだろと思ひます。ただ政府といたしましては、

主食の統制撤廃に關しましては、本年度産米の配給はいたしますが、その後の新規の供出の配給も行う、そうして主食の統制撤廃は行うという方針でこの定員法の改正案を……只今御指摘の通り自由党の修正はそういう趣旨で作つて御審議があつたと思ひます。そういう趣旨で御賛同を願ひたいと思つておるものであることはつきり申上げられると思ひます。で、なおその場合におきます先行きをどうするか、法律、政令の關係等につきましては、これは私具體的に細かい問題については答弁申上げるほうが間違ひないと思ひます。

○楠見義男君 私の上上げる趣旨は、この定員法において政府の御希望なり、或いは與黨の御希望なりに副うような結論を出す出さんには別にしても、その是非をきめるという事になれば、これは二週間や三週間の論議ではこの問題は私は解決付かと思つております。今の主食統制撤廃の可否の問題、或いは競馬の民営移管の可否の問題、従つて若しこの委員会での問題も同時解決するような方向で審議するとなれば、勿論農林委員会との連合審査も今申上げたように相当長期にやつて、恐らくこの会期を延長しても解決の付かない問題じやないか。そういうことであれば先ほど申上げたように、この問題は一時棚上げをするか、或いはは継続審査というふうな行き方に行つて行くのがいいのか、この法案の審議自体にも、非常にこれからの我々の審議自体にも大きな影響を持つて来るというふうな意味からお尋ねをしておるわけなんです。いづれお話のうちに農林との連合委員会もあります

し、又具體的に農林省關係の審議のときもありませんから、その場合に改めて伺ふことにして橋本長官に対する質問はこの程度にいたします。

その次にお伺ひたいのは審査請求権の排除の問題なんです。これは一昨日でありましたか、人事院總裁の出席を求めた内閣と人事委員会との連合委員会のいたした際の人事院總裁の御意見は、前提として自分は政府委員であるからその政府委員の立場からその限度において説明をするというふうなことでござつたこととは立場上言われなかつたのでありますが、内心は反対であるのか賛成であるのかよくわかりませんが、一應表面的に言われた理由は、これの適用を排除しないという事になればどうしても整理基準を設けなければならぬ、その整理基準を設けることによつて却つて整理される人に不利な立場を與える、即ち成績が悪いとか無能であるとか、こういうふうな烙印を押すことになつて、従つて整理基準は設けないほうがいいのじやないか、そうなつてくればこの適用を排除する規定はやはり原案のほうがいいのじやないかと、こういうふうな趣旨のお話があつたのであります。が、委員会として當時問題になりましたのは、整理基準を設けることは困難だからという理由で以てこの公務員としては最後の抗議権といひます。これは自分を守る権利を剥奪されることは非常に酷ではないか、人事院もその際言われたのであります。が、第二回の行政整理の際にはこの適用除外の規定は国会の修正によつて削除される、修正の結果審査の請求権が認められることになつた、併し実際問題としては

七

審査請求をして来た件数はなかつた、こういうようなお話でありました。そこで適用することにおいておいても第二回の場合で人事院総裁がお話になつたように審査請求がなければそれは結構なことじゃないか、こう私は思うのであります。同時に整理基準は困難だと言われましても、困難でもやはりその程度のことではあつて、最後の整理される人に対する抗議権を、或いは基本的人権を守る機会を與えてあげるのが至当ではないか。これは世間的に見れば今回整理される人はその仕事自体は残つておつて、而もその仕事に従事しておつた人の一部が整理されるのでありますから、決して一番有能な人が整理されるとは世間は誰も考えない、そこで行政官庁の都合で、即ち予算の削減によつて、或いは定員の改正によつて留められる場合は、これはまあ一方的に当局者は整理ができるのであります。その場合でも人事院としては平等の原則に従うということと各省庁に連連してやるのであります。従つて予算が削減されても人事院の平等の原則によつて、整理はされるわけでありませんが、その場合にむしろ整理基準は困難であつても、ない場合に比較いたしますと、ない場合には一方的に使用者側といひましようか、一方的に整理されたことに對して不公平、人事院の平等の原則に反したと認めて抗議をいたしたくとも実は抗議ができない、そういう人を最後の一人まで救うのが私は官庁として当然なすべきことであり、又人事院として当然守らねばならぬ問題だと思つておるのであります。そこで人事院総裁は政府委員の立場からはつきりお話にならなかつたの

であります。が、國務大臣として橋本長官はこの問題についてどういふふうにお考えになつておりますか、この点の御意見を伺いたい。

○國務大臣(橋本龍伍君) 先ず人事院総裁は賛成か賛成でなかつたかわからないというお話でありましたが、賛成、賛成してないというお話は別として、人事院総裁は特に重要な地位でありまして、五項の、予算の減少によつて免職され、不利益処分を受けるという中には人事院自体も入つておるのであります。それでどういつたふうな関係で行政官庁としては直接定員法を所管しておるし、行政官庁設置法には御承知のように人事院の問題には触れてならないという積極的な規定がある。私が法律違反をしてまで積極的なおせつかいをするということは考えものでございまして、十分人事院とは相談すべきものであるということには御了承願ひます。

それから今の整理基準の問題であります。前々からお話をいたしましたように、行政整理といふことになれば、それは特に工合の悪い人を定員があるにかかわらずやめさせる、そうしてその場合に工合が悪い、悪くないかといふ場合はいわゆる不利益処分として問題になるのと違つて、仮に今日おります八十何万の定員の中で、その中の人が全部極めて有能で、極めて誠実で、極めて勤勉であつても、この行政整理の趣旨によつて一人々々が全然甲乙がなくなつてもやめてもらわねばならないという状態にあるわけですが、従ひまして、そういう見地から言つて、この定員の中で別の理由から一定

の人員を減らすということになれば、むしろ整理基準というやうなものを特定に設けてないほうがいいじやないか、夏以来實際整理の面に来る次官なり、官房長、人事官等ともよく相談をいたしました。これは殊に行政整理といつたやうな場合においては各省庁において真実公平にやらなければ到底できないと思ひます。強いて書くとすれば勤勉ならざるものとか、或いは有能でないものとか、なんだかんだといふことを書かなければなりません。而してそれのも一つの職場の中で一人や二人ならいいかも知れませんが、相当な人数といふことになる、例えば千人いる所で二百人やるとすると、そうすると一番から八百番までの評定をしなければ、八百一番目から落したものでなければ、これは仮に処分が不当か、不当でないかといふことを言うにしても誠に困つてしまふ、人事院の総裁も言つておるやうに整理基準といふものをそれは作つても作れないといふことになるかも知れませんが、實際にしまつて勤勉ならざるが故に、有能ならざるが故に整理をするといふのでなく、別の理由から整理を要するといふこの法律で、強いてその法の趣旨と違つた、法の趣旨は全部有能でも勤勉でも誠実でもこれだけはやめてもらふといふのであります。それでこの法の趣旨と違つた何か特定の理由で整理をするといふことになるのは、これは整理をされた人に対しては気の毒であるし、實際上のいふ／＼な点でむしろよく行かないのではなからうか、それでむしろ強いてそういうたやうな整理基準を設けるより、各職場で万人の見るところであるといふやういふやうな何といつても自

発的退職者の勧誘をするとか、それが第一であり、欠員、長期欠勤者の補充した残り整理しなければならぬ。それでそのうちから省庁内でも相談をして行きたいといふことで、この問題につきましても何遍かいろいろと討議をいたしました結果、こういうふうにしたわけでありまして。昨年の場合にはたしか総計が六千何百人であつたかと思ひますが、数も少なかつたのでそれよりもよろしいと思ひましたけれど、今同様の場合には一昨年の場合と同じやうにむしろこれは排除するほうが適當じやないかと考えております。

○橋見義男君 昨年の整理はいわゆるレッド・パージの問題が中心になつた。整理で通常の場合であれば審査請求件数が相当多かるべきものと思へるが常識的な見方であつたのであります。それが、それに対して人事院総裁は審査請求は殆んどなかつた、こういうこととなつてあります。そこでこの審査請求の問題は先ほど申し上げたやうに、最後のその権利を守る、残された唯一のチャンスであるわけなんです。そこでそういうやうな最後のチャンスを残すことの煩で、先ほどのお話のあつた二番や三番の人が不公平に整理された場合にはその人たちの救つてあげるというこの、その制度を残すといふことの重要性と先ほどの煩とどちらに重きをかけるかといふことが私は問題だと思つてあります。整理のあとで従来のような事務能率を挙げて行く場合には、これは長官自身も提案理由でお述べになつておつたやうな事務能率を挙げなければならぬといふのであります。その能率を挙げて行く場

合にはこれはできるだけ優秀な人を残して、そうして優秀ならざる人にやめてもらふ以外には、私は事務能率を最高度に挙げて今回の整理による欠員をカバーして行くといふことは考えられなないじやないかといふことが一つ、先ほど申し上げたやうに、誰も世間は整理される場合に、皆が羨望で整理者をきめたなんかといふことは誰も考へない。やはり出勤状況が悪いとか、そういう比較的優秀ならざる人が順次整理されるものと思へるのがこれが常識なんでありまして。従つて先ほど申し上げたやうに、秤にかけてどちらを我々は重しとすべきかといふ観点からすれば、昨年の例から見ましても、当然この規定は存置すべきものと思つてあります。これは議論になりますからこの程度にいたしておきまして、別の機会に又伺ひすることにいたします。

○三好始君 私は第五国会において定員法案が提出された際に、即ち現内閣の第一回の行政整理法案を審議して以来第二回の定員法の改正案も審議に参加いたしました。その後農林委員に変わつておりましたが、第三回目のこの定員法の審議に再び参加しておるわけでありまして、第一回の定員法案とこの現在提出されておる法案との間には、いろいろ／＼な点で類似点もあつたし、又違つておる点もあるものであります。著しく違つておる点はどこかと申しますと、第一回の行政整理の法案では二割とか三割とかいふ一律の基準をきめたいわば天引整理案であることを當時の本多國務大臣も認めておつたのであります。そういう御説明でありました。従つて私たちは二割乃至三割の

間に合うようにできるのかどうか、それをお伺いしておきたいのであります。即ち今度の人員整理は事務の実情を具体的に検討して整理人員をきめたことになつておるのでありますが、先ほど補見委員に対するお答えの中で申しておりました会計関係、人事関係の事務の簡素化を図る具体案を検討中である、こういうことであります。ところが会計なり人事の事務の簡素化を検討せられた上で整理人員が出て来るというのが本来の順序でなければいけないと思ふのです。政府は一応会計なり、人事の事務の簡素化をこういふふうによりたいという一つの構想を持つておつて、それで整理人員を出されたと思ふのであります。私たちにとりましては会計なり人事の事務をどういふふうに簡素化するのにかゝる政府の具体的な計画をお示しにならないで、抽象的に事務の簡素化をするのだといふことで審議を進めて行くわけには行かないのであります。どういふふうに計画なり人事の事務の簡素化を図らうとしておられるのか、政府から資料が提出されなければできないと思ひます。これが審議に間に合うように提出して頂くかどうか、お伺いしておきたいのであります。

○国務大臣(橋本龍伍君) 人事法制及び会計法制の調整をいたしまして、事務人員の簡素化を進めておるのであります。会計法規については今日は実は閣議で関係法律の案を審議しておつたのであります。極く一部の未決のところがありまして、これは閣議決定後に譲りたいと思ひます。会計関係については法律を要する部分もありますので、これものちほどお示しすることにいたします。

なるうかと思ひます。人事は殆んど人事院規則の問題でありますので、これは成案を待次第お示しをしますので、これにたいしと思ひます。ただこの問題につきましても、仕事の簡素化を圖らなければならぬということ自身につきましても、もう政府内部におきまして、又人事についても人事院関係も了承のことであるので、この具体的な規定の確定いたしますと否にかかわらず、仕事は極めて簡素化の方向に進めつあるということは御信用願ひたいと思ひます。

それからお話しございましたこの前は天引だつたけれども、だから天引を承知すればあとはいんだというようなお話がございました。今回は……という事でございましたが、私はこれは前回担当された本多國務大臣の名譽のためにも私は申し上げたいのでありますが、前回のときには二割、三割という事を基準にいたしまして、長いことやはり今回と同じ簡素化案を練つて、そうして具体的にこれで國政の運営がうまく行くかどうかということを検討した結果きめたこととございませう。ただきめ方が今回は政令審議会の答申を基礎にして、あらかじめ各人に区分けして当らせましたし、前のときには、二割、三割という大枠をきめておいて、小枠に入つて行くという事で始めまして、政府といたしまして、國政の運営を最小限度の人員で能率的にやるといふ基本的な考え方については前回も今回も変らず、基本はやはり事務がどれだけの人でできるかという点にあつたという事を私は申し上げておきたいと思ひます。

二、三追加して申し上げたいのでありますが、すでに要求されておる資料のうちで、公務員が昭和六年頃に比べて非常に激増しておるようなことを本会議でも委員会でも大臣のほうから話が出ておるのでありますが、この具体的な資料はすでに本委員会から要求されておりますけれども、まだ私たちは受取つておりません。これは早急に出して頂きたいと思つております。なお本国会始つてすぐであつたかと思つたのでありますが、私のほうから公務員の自然退職の状況についての資料を要求いたしました。こういうものが審議に間に合うように出せるのかどうか、これも承つておきたいのであります。○國務大臣(橋本龍伍君) 公務員の数につきましては前にも申し上げました。昭和六年の数字を差上げてあると思ひますが、ただそれに五十数万となつておりますが、終戦當時にいろいろ資料を焼いてしまつたりなんかした関係で、わかりにくい部分があるのであります。それをまず「正確ならしめるための検討はいたしてあります。今日までのところではあれを今まで行政管理庁で調べて一応正確と考へて差上げた資料であります。それを御覽を頂きたいと思ひます。で、いろいろ昔のものは雇用人等は予算の中の各項目の中に隠れておりますので、それをお検討いたしました。正確を期したいと思つております。なおその部分がいふ頃になります。これはまだちよつとわかりません。それから自然退職の数字については明日までに一つ……。

○三好始君 行政整理の常識的な根拠になつておる問題で公務員が余りにも多過ぎる、こういうことが正確かどうかは別といたしまして、よく宣伝される言葉の中に国民七人について一人の割合で公務員を養つておる、こういう言葉が出て来るのであります。これは外国に比べて日本の場合に公務員が非常に多過ぎるのだという印象を国民に與えておりました。それが行政整理が受当なものと結論する一つの常識的な根拠になつておるように思つております。ところが行政管理庁から頂きました資料によりますと、公務員と国民の数の割合は、日本の場合にはアメリカ、イギリスに比べて少いという結果が出ております。即ち資料によりますというのと、日本の場合には官公吏数の国民との比率は三・五%に過ぎないけれども、英國の場合にはこれが四・九%になつておる。アメリカの場合には四・一%になつておる。日本の場合は官公吏更替して公務員の数が多いといふ結果になつておる。これは行政管理庁から頂いた資料に出ておるのであります。そうしますと、世間に流布せられておる日本のほうが公務員の数が外国に比べて非常に多いのだといふ考え方は誤まつておるということになるのであります。長官はこれをお認めになるかどうか、伺ひたいのであります。

○國務大臣(橋本龍伍君) 私は実は公務員の数をやみに外国と機械的に比較してみるのが必ずしも意味があるとも考へておりませんので、そういうふうなことを余り検討したことがございませぬ。只今御指摘になりました資料も私余りよく見ておりませんが、公務員と国民との比率という先ほどの七人、一人といったのも恐らく國家公務員と地方公務員と合せて家族の数などを想定してやつたものだと思います。が、数が非常に正確なものかどうかというところは私余り検討したことがなく、わかりません。ただ今回そういったふうな外国との比較とか何んか言ひますことよりも、むしろ日本が總動員体制へ入る直前であつた昭和六年頃との比較というものは私はやはり考へていふことだと思つております。その間におきまして、日本の国民所得も人と減りまして、海外から帰つて来た人たちが又人口も殖えておりまして、總体的に非常に貧乏である場合においても、役人の数が全く同じであつてもこれは行政費が高いということに相成ります。今日の場合におきまして、先ほどの御指摘のありました五十九万という数字は、一応調べ上げたところを行政管理庁で從來からまとめておるものであります。仮に昔の予算に入つておりました諸人などの数を拾ひ上げて若干補正いたしましたとしても、その當時に比べて今日のほうがずつと数が多いということはたしかだらうといふことになつております。

で、私はむしろ日本の国民所得や國富の動きを見まして、できるだけ日本としてのチープ・ガバメントを作つて行かなければならぬといふことを考へております。外国の問題につきましても、数字自身の比較をしようと思ひましたら、いろいろ例えば公企業のある方だとか、或いは地方公務員のあり方だとか、いろいろなものを比較して内容を検討いたしませんと、国によつて事情も非常に違いますし、それから金の非常にある国とない国とも違いますし、どちらが多いとか少いかいふようなことを論ずるには余り意味のないこともあるし、又私がそれを申しますのもいろいろな意味において却つて誤解を生じやすいことだと思ひますので……。

○委員長(河井彌八君) まだ質疑応答の半ばであります。とり急いで決定したいことがありますが、お諮りいたします。明日の連合委員会のことであります。明日は労働委員会と經濟安定委員会から連合委員会を出ております。

更に又只今運輸委員会からも連合委員会の申出があります。従つて明日は労働、經濟安定及び運輸の三委員会と連合委員会を開会したいと思ひます。このことをお諮りいたします。御異存はございませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。さうして決しました。

○國務大臣(橋本龍伍君) ついでに今の関連いたしまして、実は明日は参議院の本院が午前十時からあります。社會保障制度推進に関する決議案といふのがあります。それからそれに引續いて河崎ナツ君から社會保障制度推進に関する緊急質問というのが厚生大臣と大蔵大臣宛にありまして、これは両方で、やはり三、四十分要するようであります。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) それでは速記を始め下さい。

○三好始君 先ほどの私の質問は結局世間に流布されておる、外国に比べて日本のはが公務員が非常に多いのだといふような考へ方が當つておらない

ということがわかれればそれでいいのでありまして、この点について長官言葉を書かれました、日本国内で昔と今とのほうが問題があるというふうなお話なんですけれども、日本自国の戦前との正確な比較の出ている資料がまだ提出されておられないような状況ですから、私はその問題は比較のできる資料の提出を待つてから改めて問題にすることにしまして、次へ移りますが、行政整理が一般に歓迎される一つのやはり根拠になるのが経費の節約だと思ふのであります。この点について今回の定員法の改正案の実現によつて二十六年度内では退職金なんかの関係で四十三億円ばかり経費が増加するけれども、二十七年度は百五十七億七千万円、平年度二百七十七億七千万円程度の人員費の節約になる、こういう意味のことをしばしば述べられておるようであります。ところが私は数字はすべて正確でなければいけないと思ふのであります。誤まつた数字を発表されることは誤まつた結論を導き出すことになりまして、少くとも数字は間違ひのない正確なものでなければいけないと思ふのです。ところが繰返して本会議でも委員会でも述べられておる今回の整理による経費節約額には、私は問題があると思ふのであります。と申しますのは、例えば食糧管理特別会計から人員費が支弁されて、主食の消費負担になつておる食糧庁の人員整理による給與の節約額もこの中に入つておるうちに私政府の資料から判断するのであります。これは一般の経費から支弁される公務員の整理とは趣が違ふと思ひます。租税の節約というものに直接の関係はありません。仮に政府の提

案しておる通り食糧庁の定員が削減された場合、そして先般來問題になつております主食の統制撤廃が仮に実現した場合、現在の食糧庁の人員費に支払われておるものに相当するもの、或いは統計局にはそれ以上の中間経費が會つての自由経済時代に見られるのであります。これは一般の人員整理の場合と趣が違ふのであります。これをやはり経費節約額として加算しておるのには誤まつた数字を発表せられておるという結果になりはしないかと思ふのであります。この点についての長官の御意見を承わつておきたいのであります。

○国務大臣(橋本龍伍君) その点につきましては全く所見を異にいたしておきます。行政整理に伴う経費の節約額に違ひのないのであります。三好委員のお言葉によりまして、経費の節約にはなるけれども、その経費に見合う収入が手数料収入であつたり、或いは又食糧下げ価格であつたりするものはその経費節約をしようとしまいと問題にしないのであります。租税だけが都合になつておるものさへ問題にすればいいのじやないかというお考えのようであります。私はそう思つておりません。やはり租税でとられようと、米代でとられようと、手数料でとられようと、やはり国民の負担に違ひないのであります。私もあらゆる部面においてやはりできるだけ少い人員と経費を以て行政運営のできるようにしなければならんと思つております。行政整理に伴う経費の節約額は予算上の経費の節約額であります。同時に、これが又実体的にも経費節約の必要のあるものと考えておるわけであり

ります。○三好始君 只今の問題は長官と所見を私異にいたします。少くとも一般経費から支弁されておる人員の削減の場合と食糧管理特別会計により支弁されておる場合と性質は同じでないと思ふのであります。この点は問題が農林関係の問題にも関連して來ますので、更に別な機会に農林関係の人員整理を検討する際に議ることになつたとして、これはこれ以上触れないことにして次に移ります。

附則第三項の問題についてお尋ねいたしますが、これは結局衆議院で自由黨修正案によつて削除せられることになりましてから、ここで殊更取上げてお尋ねするのには及ばないかも知れませんが、一應政府はこういうものを附則に加えた趣旨について實しておきたいのであります。私は今までのいふ法律案を審議して参りましたが、こういう條件附の法律案を審議したのは只今記憶しておることにあります。いふと、これが唯一の例であります。米穀についての統制の廃止ということ政府がきめる問題であります。定員の削減もやはり同じ政府がきめる問題であります。これは長官がしばしば繰返しておられます通り政府の同じ政策から出て來る問題であります。それをこの附則ではあだか何だか自然條件でも言つておるのかのような印象を受ける規定になつておるのであります。法律の体裁として随分おかしいわけでありまして。政治に自主性のない占領下の立法であると申ししても、こういうものを明らかに法律の明文の上に出すのは非常に不自然だと思ふのであります。今回の衆議院の審議におきま

てこれは削除されたようでありまして、存在するものとして質疑するのは適當でないかも知れませんが、念のためこの附則を設けた趣旨について長官の考え方を承りたいのであります。

というものがわかれればそれでいいのでありまして、この点について長官言葉を濁されまして、日本国内で昔と今とのほうが問題があるというふうなお話なんですけれども、日本自国の戦前との正確な比較の出ている資料がまだ提出されておられないような状況ですから、私はその問題は比較のできる資料の提出を待つてから改めて問題にすることにしまして、次へ移りますが、行政整理が一般に歓迎される一つのやはり根拠になるのが経費の節約だと思ふのであります。この点について今回の定員法の改正案の実現によつて二十六年度内では退職金なんかの関係で四十三億円ばかり経費が増加するけれども、二十七年度は百五十七億七千万円、平年度二百七十七億七千万円程度の人員費の節約になる、こういう意味のことをしばしば述べられておるようであります。ところが私は数字はすべて正確でなければいけないと思ふのであります。誤まつた数字を発表されることは誤まつた結論を導き出すことになりまして、少くとも数字は間違ひのない正確なものでなければいけないと思ふのです。ところが繰返して本会議でも委員会でも述べられておる今回の整理による経費節約額には、私は問題があると思ふのであります。と申しますのは、例えば食糧管理特別会計から人員費が支弁されて、主食の消費負担になつておる食糧庁の人員整理による給與の節約額もこの中に入つておるうちに私政府の資料から判断するのであります。これは一般の経費から支弁される公務員の整理とは趣が違ふと思ひます。租税の節約というものに直接の関係はありません。仮に政府の提

案しておる通り食糧庁の定員が削減された場合、そして先般來問題になつております主食の統制撤廃が仮に実現した場合、現在の食糧庁の人員費に支払われておるものに相当するもの、或いは統計局にはそれ以上の中間経費が會つての自由経済時代に見られるのであります。これは一般の人員整理の場合と趣が違ふのであります。これをやはり経費節約額として加算しておるのには誤まつた数字を発表せられておるという結果になりはしないかと思ふのであります。この点についての長官の御意見を承わつておきたいのであります。

○国務大臣(橋本龍伍君) その点につきましては全く所見を異にいたしておきます。行政整理に伴う経費の節約額に違ひのないのであります。三好委員のお言葉によりまして、経費の節約にはなるけれども、その経費に見合う収入が手数料収入であつたり、或いは又食糧下げ価格であつたりするものはその経費節約をしようとしまいと問題にしないのであります。租税だけが都合になつておるものさへ問題にすればいいのじやないかというお考えのようであります。私はそう思つておりません。やはり租税でとられようと、米代でとられようと、手数料でとられようと、やはり国民の負担に違ひないのであります。私もあらゆる部面においてやはりできるだけ少い人員と経費を以て行政運営のできるようにしなければならんと思つております。行政整理に伴う経費の節約額は予算上の経費の節約額であります。同時に、これが又実体的にも経費節約の必要のあるものと考えておるわけであり

ります。○三好始君 只今の問題は長官と所見を私異にいたします。少くとも一般経費から支弁されておる人員の削減の場合と食糧管理特別会計により支弁されておる場合と性質は同じでないと思ふのであります。この点は問題が農林関係の問題にも関連して來ますので、更に別な機会に農林関係の人員整理を検討する際に議ることになつたとして、これはこれ以上触れないことにして次に移ります。

附則第三項の問題についてお尋ねいたしますが、これは結局衆議院で自由黨修正案によつて削除せられることになりましてから、ここで殊更取上げてお尋ねするのには及ばないかも知れませんが、一應政府はこういうものを附則に加えた趣旨について實しておきたいのであります。私は今までのいふ法律案を審議して参りましたが、こういう條件附の法律案を審議したのは只今記憶しておることにあります。いふと、これが唯一の例であります。米穀についての統制の廃止ということ政府がきめる問題であります。定員の削減もやはり同じ政府がきめる問題であります。これは長官がしばしば繰返しておられます通り政府の同じ政策から出て來る問題であります。それをこの附則ではあだか何だか自然條件でも言つておるのかのような印象を受ける規定になつておるのであります。法律の体裁として随分おかしいわけでありまして。政治に自主性のない占領下の立法であると申ししても、こういうものを明らかに法律の明文の上に出すのは非常に不自然だと思ふのであります。今回の衆議院の審議におきま

てこれは削除されたようでありまして、存在するものとして質疑するのは適當でないかも知れませんが、念のためこの附則を設けた趣旨について長官の考え方を承りたいのであります。

いと思ひます。これは先ほど補見委員も触れられましたし、又浅井人事院総裁に對してこの問題について相当詳しく質疑応答が交されたのであります。が、提案理由の説明なり、先ほどの長官の説明も同様であります。第一回の行政整理と同じように今回は整理人員が非常に多いから、国家公務員法の審査請求権を認めることは適當でない。

人数の問題、量的な問題として長官は理解されておるようであり、ところが浅井総裁の説明を考えますと、これは量的な問題でなくして質的なものである、こういうふうな了解いたしましたのであります。つまり行政整理というふうな整理の仕方では人を減らす場合に、整理基準の設けようがないというところからこういう整理基準を設けさせれば、公務員法による審査請求権を原則通り認めても、人事院としては實際問題として審査が可能である。ところが整理基準を設けられないから公務員法の審査請求権が實際上発動できない。審査できないというふうな浅井総裁の話であります。そうしますと、結局これは量的な問題でなくして、行政整理による首切りの性質から来る問題のように思ふのであります。先ずこれについて長官の御意見を承わつておきたいのであります。

○國務大臣(橋本龍伍君) 御指摘になりますように、先ほど補見委員に對してお答えをいたしましたように、私はやはり質的な問題だと思つております。提案理由の説明に書きましたことは、これは言葉は少し足りないと思ひますが、要するにこゝにいたつたような多数の人員を行政整理として整理をしな

くちやならんような場合においては、この制度を適用することはこの實際に即してない。この制度自身を飽くまでも一定員なら定員というものは存在して、その中でわけのないのに首を切られるということが趣旨であつて、全部がいい人であつてもとにかく人数自身としてこれだけ整理するといふような場合においては、もう整理基準を設けることが適當でないし、今回のこの附則のように適用しない措置をするほうが理事の筋だといふふうには私は考へております。その点につきましては、提案理由の説明については言葉はいささか不備であると思ひます。

○三好始君 第五国会の第一回の行政整理の場合には今回提案の場合と同じように、国家公務員法による審査請求権を創設したものが通過成立したものであります。ところがその翌年の、いわば第二回の行政整理の場合にはこれとそつくり同じような提案がなされておつたんですけれども、内閣委員会では我々が修正をいたしました、これを削除して公務員法の原則に還りました。ところが原則に還りましたけれども、結局審査請求権は一件もなかつたような浅井人事院総裁の答弁でありました。そうしますと、今回の場合にもこの第五項を削除するという修正を加えても、實際問題として非常な支障が生ずるというふうには考へられないわけでありまして、第二回の整理の實際から考へてもそういふふうに判断できるものであります。それににもかかわらず第五項を飽くまで設けなければいけない實際的な理由が何かあるんではないか。

○國務大臣(橋本龍伍君) そこまでの

お話になりますと、これはやはりおのずから整理人員の量というものが相當な問題になると思ひます。昨年何千何百人か整理をいたしました。これはもう一般的に行政整理と銘を打つて大規模にやつたわけでもございせんし、むしろ世間では一昨年行政整理はあつたが、昨年は行政整理がなかつたといふふうな感じをおくるくらいであります。昨年に引き続きまして今回のようにやはり何万というものの整理をやるというふうな場合におきまして、そうして先ほど申し上げましたような趣旨から言つて整理基準を設けないで、各省庁の中で飽くまでいいようにやつてくれというふうな場合におきましては、これは飽くまでその中でまあ公平な原則から言へば、自分よりほかは無能なやつがいるはずだ、そのほうを先きにやつたらどうかというふうな式の訴えが出て来たたら、これに非常に人事院も裁きに困るだらうと思ふ。これに一つ原案の趣旨でやつて頂きたいと思ひます。

○三好始君 そうしますと第五項を設けなければ、公務員法による審査請求権が次々と提出されて処置に困るだらうというふうにお考へになつておるのではありませんか。

○國務大臣(橋本龍伍君) いやそうは思つておりません。私は本来からいいますと、行政整理なんというものは、私も実は行政整理の長官としては整理案を立てる側であり、行政整理自身は身の中にも自分でも整理を拒当しななければならぬわけでありまして、これも本當に今日まで頭を痛めておるのです。これは納まりのいいようにやら

なければ、それは好きだ嫌いだといふたような空気がちよつともあつたのではないかと云うような印象を一般に與えたら納まるものではない。實際に當りまして所管大臣にいたしまして、まああつた又實際に人事に當られる方といつたしまして、むしろその訴えの出で来るようなやり方をしようといふようなことはこれはもうありません。普通で行くならば私は余り訴えたいものはない。出て来ないだらうと思ひます。ただこれはやはりこれだけの大臣の整理をいたしますにつきましては、これを政府で提案し、国会でこれがよく趣旨を理解しないような人たちの間で、これがむやみに出て来たり何かしなう、やはり非常に困る場合があると思ひます。趣旨において本来この定員法の如何にかかわらずこういう人たちの整理をするというふうな趣旨でなく、先にも申し上げましたように、全部が勤勉誠実のような人であつても、人数を整理しなければならぬという趣旨から言ひまして、この規定の適用を排除して行くことは建前の筋だと思つております。

○三好始君 浅井人事院総裁は、たとえ公務員法の原則によつて審査請求がなされても、整理基準がない以上は審査はできないというふうな意味のことを言つております。ですからそういう場合には整理そのものの法則的な効力が認められないというふうな結果にはならないのだらうと思つております。が、そうしますと、審査を請求した人も實際問題として整理基準がないから審査ができないものをいつまでも当てにしておるといふこともないだらうと思ふのです。そうしますと、こういう明文で以て公務員法の原則の例外を設けて、あたかも整理をされる公務員の最後に残された権利を創設するかのやうな印象を與えるよりは、あつさり第二回の整理と同じように、これを取り去つてしまつたほうが、政府としても却つて公務員の権利を無暗に抑圧するといふやうな印象を受けられないのじやないか、私はこれは政府のために忠告申し上げるわけではあります。

○補見委員 ちよつと関連して今の点で何うのですが、これは橋本長官の言葉尻をつかまえるわけではないが、百人全部揃つて勤勉で同じような人間だといふときに、それを例へば一割とか二割整理をするといふのはどういふふうにして……あなたは厚生大臣でなければ、整理される場合はどういふふうな方法、行き方で整理せられますか、参考のために、後学のために伺つておきたいのです。

○國務大臣(橋本龍伍君) 私は実は定員法の改正によるこの行政整理といふものは、たとえどういふ場合でも数だけ減らさなければならぬという性質のものだといふことを申し上げただけで、現実の世界においては、補見さんも長い間役人生活をされて御承知のように、人の能力、勤勉の度合、それから部内におきまする人の和といつたやうな点でも差がありまして、おのづから皆の考へ方で、まあ整理をするならだん／＼あつた人から遠慮して、もらいたくないところを見計らつて、いたすといふことに私はするつもりでありますし、皆さうであらうと思ひます。

○補見委員 ですから、整理基準と

いうものは設定困難じゃないじゃないか、これが問題になっているわけですね。例えば客観的に勤務成績が悪いとか、或いは又衆目の一致したところある人がおるために仕事がうまく行かんとかというふうになつておる。従つてそういう整理基準をおきめることは不可能だと私は実は思えない。それよりも先ほど申上げたように、アト・ランダムに成績のいい人が例えば課長なり局長の御機嫌を損じたために、或いはあけすけに思うことを真直ぐにはつきり言うために、いやがられてやめさせられる、こういう人を救うことが国家公務員法の審査請求権の問題だと思ふのです。

態に対しては非常に重大な関心を持っております。この問題について本委員会から資料の提出が要求されておつたように思うのでありますが、若しまだ要求されておらないのだつたら、ここを改めて非常勤職員の推移についての資料を行政管理局のほうでお出し頂きたいと思うのであります。詳しい非常勤職員の問題についての質疑はそれを拜見してからにいたしまして、一応先ほど来申し上げましたいろいろ質疑十分な点も残つておりますが、要求した資料が提出されてから更に質問さして頂くことをお願いしておきまして、本日のところ一応これだけにしておきます。

られるのじやないかと私は思うので、改めてその点についての御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(橋本龍伍君) これはお話のように、結局どこかで何人かの消費者の負担なり何なりにかかつておるとすれば、これは経費の節約になつておらんと思ひます。それから例えば、むしろそういうふうな形でいきますより、もつと典型的なわかりやすい例で言へば、国で仕事をやらないで地方自治体に移管した場合なんか明瞭にそうであります。これはそういうふうな場合には、若し経費節約だけが理由でやることならば、そういうふうな整理というものは意味がないということになら

しろその競馬の国営というものをやるべきかやるべからざるかという観点から聞いたしたので、そこで働いておつた人たちが競馬が民営になりますれば、何らかの恰好において民営競馬の運営に携わり、それは諸般の手数料なり入場料なりにかかつて来るものと考えております。ですからその経費節約ということが理由で整理をするというのは格別考えておりませんけれども、若しそういう経費節約だけを問題にするならば、よそへ移るということならば意味がないというようなことなるだろうと思います。今日の場合には飽くまでもその仕事自身を簡素化するか、或いは又国でやるが、よそでやる

ましたように、前回の場合には地方委
議を考へておりましたけれども、今回
の場合にはそういうものは極力除いて
やつて行くということにいたしました
ので、考えられますものは、国営鐵
馬の問題とアルコール工場の二工場
下げだけで、極めて輕微なものであ
りますので、計算をいたしますとき
に、これは大蔵省で計算いたしました
数字であります、これを特に除いて
くれという註文はいたしませんでし
た。微々たるものとして入つており
ますので、殆んど幾らも響かないと思
います。

○成瀬權治君　まあそのことは三好泰
員も資料を請求されておつて、非常勤

○三好始君 非常勤職員の問題に関連して一つお伺いしたいのであります。が、本会議でもこの問題について緊急質問が出た際に、長官は人員を整理して裏へ廻つて非常勤職員を増加するというような事態は嚴重に監視して避けたい、こういう意味の答弁をされているのであります。これは問題のとらえ方が非常に質問者と違つているのであります。問題是非常勤務員を増加しなればやつて行けないような事務の実態の中に問題があると思うのであります。そういう事務の実態には目を蔽うて、單に裏へ廻つて非常勤職員が増加するのは極力監視して避けなければいけない、こういうふうにおつしやるのは、丁度寒空に向つて洋服の上衣やチョッキを脱がされたものがかよとすのに、それをさへ監視してさせないようにする、こういう結果になるのではないかと思うのであります。私はこういう点で非常勤職員の状態

○成瀬權治君　三好委員の質問に關連して経費の問題で、三好委員の問題は数字の問題ですが、とにかく経費節約になり、そうしてその数字は正確でなければならぬのだ、こういうことに對して食糧庁の問題について例をとらえて言われたわけです。それに對して橋本長官の言は、そうではなく、それはとにかく手数料であらうと経費であらうと、そうした人を減らせば實際経費は減るのだ、こういうような觀點の御答弁だと思ひます。そうしますと、今そこに非常勤の問題が出たわけですが、使えば養蚕の指導員のようなおかたに例をとりますと、たしかに整理されて一昨年そういう人たちの経費が相当養蚕連合というか、何かそういう民間団体に負担されている。ですから私は三好委員の言うような意見であつて、これはまあ意見に少し亘るわけですが、橋本長官の考えておられるような経費節約には實際なつていない。ですからこの点を三好委員は言つてお

りまするし、むしろそういう場合にはその仕事を国でやるほうがいいか、自治体でやるほうがいいか、民間団体でやるほうがいいかという観点から見て整理をすべきものだと思います。一昨年の行政整理の際には、いわゆる出先機関の極限の地方移管のように、国としては落すけれども、地方に移管するということをはつきり考えてやつたものもございます。今度の行政整理の場合には、仕事自体を国として要るが要らないかということを検討をいたしましたので、結局それを地方に移すというような結果になるものにつぎましては、そういつたような意見が出たような場合においても、結局その仕事はどこかでやることが必要であつて、そうして国でやらないで地方に移すというだけのことならば、それはもうやらんでもよろしいというふうにいたしました、そういうものは極力やめました。ただ先ほどお話に出ましたこの国営競争関係の問題につきまして、これはわ

るかといふことにつぎまして考えてお
ります。
○成瀬彌治君 私は整理がどうこうと
いう問題ではなくて、政府発表の数字
といふものが、これだけ切つたらこれ
だけ経費が出て来る、非常に算術的な
計算がしてあると、今長官が話された
ように、競馬を民営に移せばそういう
人たちは事務がなくなつたわけではな
い、仕事がなくなつたわけではないか
ら、当然その経費は要るのだと、だから
その経費を節約されるという数字は、
そういう人たちの働かれるところの
経費といふものが省かれた数字である
のか。若しそういう経費を省かれた数
字であるとするならば、三好委員の言
われるのは、政府の数字はでたらめ
であると、こういうことを言つておられ
るように思ふのです。だから、そうい
う点を長官は除外されたのか入れられ
たのかといふことをはつきりして頂
きたいのです。
○国務大臣（橋本龍伍君） 只今申上げ

が今後雇われるか雇われないかという
ことについて、私は水掛論になつてしま
うと思ひますから、私はそれは昭和和
二十四年度に行われた場合にどうだ、
或いは昭和二十五年に行なつた人員整
理の結果どうなつたというような点か
らもう一度改めて機会を得てその問題
については御質疑をしたいと思います
ので、この問題はこれで打切ります。
○国務大臣(橋本龍伍君) 最後に、私
非常勤職員のことをよく尋ねられます
から、どうもはつきり問題をつかんで
おられるのか、或いはごた／＼してお
るところがあるのではないかと感じてお
りますから、申上げておきます。よ
く非常勤職員が何十万おつたというよ
うな話がありますが、非常勤職員は御
承知のように予算の中に賃金要員とし
て上げて、写字工であるとか、翻訳であ
るとか、建設省の現場の工事関係の人
たちとかいうようなものが多いわけで
すが、これはやはり何と申しますか、
延人員で何万人とか何十万人とかい

昭和二十六年十一月十三日
【参議院】

立て方が悪いと言えば別問題であります。私は要するに定員法の趣旨に従つて、常時働く人はこの定員の中でやるという建前でこの定員法を作つたからには、これはまあいろ／＼な面で行政整理といつたようなものは摩擦のある無理な仕事でありますので、たまにたまこの仕事のピークを均らしたりするための賃金要員というものが予算で延べ幾らになつておると、こういうピークが幾つあるのを集計して行きたいというふうに、ピーク抜きで均らしてこれくらいで使えば常時人を雇ひ得るというようにして、定員法の趣旨に反して常勤者を賃金要員で雇つて行くということは私は避けなければならぬということも考えておるし、これは例

一、農林統計機構確立に關する請願（第七〇〇号）（第七〇二号）（第七〇三号）（第七〇七号）（第七二四号）（第七二五号）（第七二六号）（第七四四号）（第七四五号）（第七四六号）（第七四七号）（第七四八号）（第七六四号）（第七八九号）（第八〇五号）（第八一三号）（第八一四号）（第八一五号）（第八一六号）（第八一七号）（第八五三号）

一、食糧庁職員の行政整理反對に關する請願（第七六五号）（第八二三号）

一、恩給に關する請願（第七六六号）（第七六七号）

一、水産省設置に關する請願（第七

農林統計調査機構は、昭和二十二年参
 閣會議員 葉田七平君
 を以てして以来、農作物の生産統計のみで
 なく、農漁村の経済、経営、物価資金
 等を把握する経済調査、さらに林産
 留産および水産の広範な農林水産全般
 の発展に寄與しその重要性は益々倍加
 しつつあるから、農林統計機構の確立
 を図りたいとの請願。

第七〇一号 昭和二十六年十月二
 十六日受理
 農林統計機構確立に關する請願
 請願者 岩手県盛岡市三戸町二
 五三 広瀬修外八千五
 百五十名

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七二四号 昭和二十六年十月二
十七日受理

農林統計機構確立に関する請願
請願者 石川県金沢市山ノ上町
二ノ三一 敷波久富
三千四百四十名

紹介議員 青山正一君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七二五号 昭和二十六年十月二
十七日受理

農林統計機構確立に関する請願

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同である。

第七四五号 昭和二十六年十月二十九日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡大室村大字鑑八九四 溫淺昇外 八百六名

紹介議員 村上義一君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同である。

第七四六号 昭和二十六年十月二十九日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 佐賀市赤松町一五七

大串善治外八千五百十七名

紹介議員 深川榮左門君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七四七号 昭和二十六年十月二十九日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 札幌市北十二條西三丁目 佐藤一郎外二千九百二十五名

紹介議員 若木勝蔵君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七四八号 昭和二十六年十月二十九日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 徳島市鷹匠町一 米沢房一外一万二百名

紹介議員 紅露みつ君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七六四号 昭和二十六年十月三十日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 鹿兒島県指宿郡額庭町牧之内 田中森一外二万五千名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七八九号 昭和二十六年十月三十日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 京都市左京区聖護院東町 藤本恵一外八千三百七十五名

紹介議員 カニエ邦彦君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第八〇五号 昭和二十六年十月三十日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 奈良県磯城郡香久山村 宇南浦 西井光雄外七百三十二名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第八一三三号 昭和二十六年十月三十一日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 山形市香澄町八幡石五五ノ一 浅香敏夫外二千二百九十六名

紹介議員 小林亦治君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第八一四号 昭和二十六年十月三十一日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 千葉県長生郡茂原町高師二、二一六 板倉重利

紹介議員 山崎恒君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第八一五号 昭和二十六年十月三十一日受理

十一日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 熊本県飽託郡広畑村宇保田窪二〇九 宗村之俊外一万八千三百二十八名

紹介議員 内村清次君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第八一六号 昭和二十六年十月三十一日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 大阪府大淀区天神橋筋六ノ五農林省大阪統計調査事務所内 菊地年夫外千八百九十名

紹介議員 村尾重雄君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第八一七号 昭和二十六年十月三十一日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 愛媛県東宇和郡田之筋村明石 松本福馬外十二万八千五百二十名

紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第八五三三号 昭和二十六年十月三十一日受理

農林統計機構確立に関する請願

請願者 福井県大野郡下庄村小矢戸 酒井陸男外四千名

紹介議員 早川慎二君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七六五号 昭和二十六年十月三十日受理

食糧庁職員の行政整理反対に関する請願

請願者 京都府與謝郡宮津町長 徳田富治外二千二百二十六名

紹介議員 カニエ邦彦君

今回の定員法改正に伴い農林省の出先官庁である食糧事務所の農産物検査官を大量に整理するよう決定したが、これは今後の検査事務に支障をきたし、農産物の適正検査はもろろん生産農家の利益を保護することは不能となり、強いては取引に紛争をもちだし、品質の低下を見るにいたり一般消費者に多大の損失を與えることとなるから、農産物検査官を行政整理の対象から除外せられたいとの請願。

第八二三三三号 昭和二十六年十月三十一日受理

食糧庁職員の行政整理反対に関する請願

請願者 群馬県佐波郡赤剌村大字野 茂木喬太外五十三名

紹介議員 梅津錦一君

行政整理に伴い食糧庁職員の五十パーセントが取り上げられているが、食糧庁職員は、後援後の混乱を食糧事情下において国民生活の安定のために、国の方針に従い公僕として努力してきたにもかかわらず、半数におよぶ整理はあまりにも苛酷であるから、他官庁と同じように最少限度の整理に止める

よう特別の措置を圖られたいとの請願。

第七六六号 昭和二十六年十月三十日受理

恩給に関する請願

請願者 福島県岩瀬郡須賀川町 退職公務員連盟岩瀬郡支部内 矢部保太郎

紹介議員 カニエ邦彦君

昭和二十三年七月前に給與事由の生じた者に対する恩給は、その後給與事由の生じた者に対する恩給に比べて適正を欠き、はなはだ少額であるから、不均衡是正の恩給増額の立法措置を講ぜられたいとの請願。

第七六七号 昭和二十六年十月三十日受理

恩給に関する請願(三通)

請願者 福島県田村郡宮城村立高倉小学校内 鈴木義信外三十三名

紹介議員 木村守江君

この請願の要旨は、第七六六号と同じである。

第七九一三三号 昭和二十六年十月三十日受理

水産省設置に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内二丁目東京ビル全国漁村経済協会内 鍋島顯道

紹介議員 秋山俊一郎君

わが国水産業の振興は、国内食糧の自給と漁場の国際化および貿易の伸展上極めて重要な国策である。しかるに広

範かつ多きにわたる水産部面の管掌

が、わずかに農林省の一部庁で行われているがこれでは到底水産諸施策の実施に当つて万全を期し得ないから、水産行政専管の水産省を設置せられたいとの請願。

第一四三号 昭和二十六年十月二十六日受理

北陸財務局の存置に関する陳情(二通)

陳情者 石川県知事 柴野和喜夫 外三名

北陸財務局は、昭和二十三年官民多年の宿願によつて設置されたのである。しかし当局が三県に與えた行政的、経済的役割は大きく、いまや北陸三県においては、欠くことのできない重要な事情を考慮されて、北陸財務局を存置せられたいとの陳情。

第一四五号 昭和二十六年十月二十六日受理

厚生省等存置に関する陳情(一通)

陳情者 北海道檜山郡江差町宇姥 神町江差冷蔵株式会社取 締役社長 堀井安則外二 十二名

今般政府においては行政機構改革の構想として厚生省ならびに都道府県衛生部の廃止または縮小をすることであるが、衛生行政の母体である厚生省ならびに都道府県衛生部の廃止または縮小は、現下の国情よりして行政の民主化の推進に逆行するものと解せられ、わが国の衛生行政の退歩を招来するものと考えられるから、これらの機構を存置せられます／＼これを充実願

化せられたいとの陳情。

第一五七号 昭和二十六年十月二十九日受理

厚生省等存置に関する陳情

陳情者 北海道北見市大通西一丁目 高田定之助外四十五 名

この陳情の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一八三三号 昭和二十六年十月三十一日受理

厚生省等存置に関する陳情(一通)

陳情者 北海道夕張市本町五丁目 高島猪次郎外五十四名

この陳情の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五三三号 昭和二十六年十月二十六日受理

農林統計機構確立に関する陳情

陳情者 埼玉県北葛飾郡幸手町 竹村憲三

農林統計調査機構は、昭和二十二年発足して以来、農作物の生産統計のみでなく、農漁村の経済、経営、物価資金等を把握する経済調査、さらに林産、畜産および水産の広範な農林水産全般にわたる調査を実施して、わが国経済の発展に寄與し、その重要性は益々倍加しつつあるから、農林統計機構の確立を図られたいとの陳情。

第一五四号 昭和二十六年十月二十六日受理

農林統計機構確立に関する陳情

陳情者 宮城県桃生郡中津山村寺

崎宇松木畑六四 千葉惣二郎

この陳情の趣旨は、第一五三号と同じである。

第一九三三号 昭和二十六年十月三十一日受理

農林統計機構確立に関する陳情

陳情者 三重県津市広明町一丁目 村林保男

この陳情の趣旨は、第一五三号と同じである。

第一五八号 昭和二十六年十月二十九日受理

青森食糧事務所所員の行政整理に関する陳情

陳情者 青森市大町青森食糧事務所内 五十嵐俊雄外八名

今般行政機構改革に伴う人員整理案が発表され、青森食糧事務所は三百名の者が整理の対象となつてゐるが、職員の大分は県内出身者であり県外に出ることが不可能な事情の者が多く、また主要食糧の検査や管理業務のみに専心してきた関係上、営利企業等には適しない者が多く退職の翌日から妻子や家族を抱えて路頭に迷わなければならぬのが大多数の職員の実情であるから、行政整理を大幅に緩和せられたいとの陳情。

第一五九号 昭和二十六年十月二十九日受理

北陸寒冷地帯の農地事務局存置に関する陳情(十四通)

陳情者 福井県議会議長 杉山孝 二外十四名

設置以来今日まで、土地改良、農業水利、災害の防止復旧事業等に幾多の実績をあげてゐる農地事務局が廃止されるようなことになれば、県下の農地改良、拡張事業は行き詰まり、多数農民の将来に重大な暗影を投じ、ひいてはわが国農業政策にも大きな影響を與えることとなるから、さらにこれが機構を拡充してその機能を發揮させるとともに、時代の進歩にのりこされた北陸農業の発展を図るよう特に措置せられたいとの陳情。

第一七三三号 昭和二十六年十月三十日受理

水産省設置に関する陳情

陳情者 東京都三宅島坪田村長 田村榮一外二名

わが国水産業の振興は、国内食糧の自給と漁場の国際化および貿易の伸展上極めて重要な国策である。しかるに広範かつ多きにわたる水産部面の管掌が、わずかに農林省の一部庁で行われているがこれでは到底水産諸施策の実施に当つて万全を期せないので、水産行政専管の水産省を設置せられたいとの陳情。